

一般競争入札による市有財産の売払いについて（公告）

市有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告します。

令和8年9月25日

魚沼市長 内田 幹夫

1. 売払い物件について

(1) 物件の表示 ※ 物件の詳細については添付資料（車検証）をご覧ください。

物件番号	物件名 (車名/車体の形状/品名等)	自動車登録番号 /車台番号	初度登録	車検満了日	駆動方式	走行距離/ 使用時間	最低入札価格 (税込)
R8-1	コマツ/ショベル・ローダ /WA100-5-75917	長岡000 る 1372/ W108-75917	H21. 3	R9. 3. 15	油圧	68823km /17016h	¥880, 000
R8-2	ニッセキ/ロータリ除雪 自動車/HTR263	長岡900 る 453/ R03B-0052	H16. 10	R8. 10. 13	油圧	21838km /6066h	¥3, 300, 000
R8-3	三菱/除雪ドーザ /CAT938G	長岡900 る 319/ 8RS01236	H14. 11	R3. 12. 16	油圧	32120km	¥2, 123, 000

(2) 売払い条件

引き渡し後、指定する艀装品類（文字、警光灯、紋章、電子機器、他）を全て撤去または消去すること。

(3) 注意事項

- ① 上記物件は**全て未点検、及び未整備**であるため、正常作動についての**保証はできません**。また、落札物件は、現状有姿のままで譲渡します。よって整備状態及び付属品等の欠品についての保証はできませんので、あらかじめご了承ください。
- ② 落札物件について、入札前における説明において不足等の隠れた瑕疵が発見されても、契約の解除はできませんのであらかじめご了承ください。
- ③ 落札後のトラブルを防止するため、**車両見学会で必ず物件の確認をしたうえで入札**してください。

2. 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 魚沼市に住所を有する個人・団体又は市内に営業所の本店が所在する法人。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、未成年者、被補佐人及び被補助人等）及び破産者で復権を得ていない者。
 - ② 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者。
 - ア. 魚沼市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - イ. 魚沼市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

- ウ. 落札者が魚沼市と契約を締結すること又は魚沼市との契約者が契約を履行することを妨げた者。
- エ. 地方自治法第234条の2第1項の規定により、魚沼市が実施する監督又は検査にあたり職員の職務の執行を妨げた者。
- オ. 正当な理由なくして魚沼市との契約を履行しなかった者。
- ③ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から4号まで及び第6号に該当する者。
- ④ 入札した金額を、契約締結後一ヶ月以内に納入できる見込みのない者。
- ⑤ 当該事務に従事する魚沼市の職員。

3. 入札参加の手続き

(1) 入札参加申込

※ 本入札に参加するためには、事前に参加申込書の提出が必須です。※

(2) 受付期間 令和8年9月25日(金) から 令和8年10月8日(木) まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8時30分から午後 5時まで。)

(3) 提出先 魚沼市役所 総務政策部 管財課 管財係（本庁舎 2 階）

(4) 提出書類

① 入札参加申込書 ※ 別紙 1

② 身分証明書

- ア. 個人：住民票の写し（※ 3 ヶ月以内のもの）。
- イ. 団体：規約の写し（※規約がない場合は個人での申込となります）。
- ウ. 法人：法人登記事項証明書（※コピー可）。

4. 物件の確認

車両見学会

物件番号	見学日	受付(見学)時間	会 場
R8-1	10月2日(金)	9:30 ～ 10:00	旧堀之内企業庁舎（根小屋 2276）
R8-2	10月2日(金)	9:30 ～ 10:00	旧堀之内企業庁舎（根小屋 2276）
R8-3	10月2日(金)	14:30 ～ 15:00	浅草山荘(大白川 887-127)

※ 上記時間内に会場にお集まりください。受付した方全員の見学が終わり次第終了となります。なお、上記以外の日時は対応できかねますのでご了承ください。また、見学会に参加せずに入札に参加する場合も、見学会における説明事項を了知し、当該物件を確認しているものとみなします。

※ エンジンの始動を行う場合は、電源設備等の必要な機材を見学会参加者においてご用意ください。

5. 入札執行の日時及び場所

(1) 日 時

物件番号	物件名（車名/車体の形状/品名等）	入札日	入札開始時間	備考
R8-1	コマツ/ショベル・ローダ/WA100-5-75917	令和8年10月14日(水)	9:30 ～	
R8-2	ニッセキ/ロータリ除雪自動車/HTR263	令和8年10月14日(水)	9:45 ～	
R8-3	三菱/除雪ドーザ/CAT938G	令和8年10月14日(水)	10:00 ～	

(2) 場 所

- ・ 魚沼市 小出島 910番地 魚沼市役所 本庁舎 3 階 3 0 2 会議室

※ 入札順にご案内しますので、入札参加者は 3 階 304 会議室でお待ちください。

6. 入札当日について

(1) 持参していただくもの

① 入札書 ※ 別紙 2

- ア. 必要事項を記入の上、必ず記名押印ください。
- イ. 入札金額（記載金額）は、消費税相当額を含めた額（内税）としてください。

② 身分を証明できるもの

- ア. 本人(法人等は代表者)が入札するときは、名刺又は運転免許証等の写し。
- イ. 代理人が入札するときは委任状。 ※ 別紙 3

③ 印 鑑

- ア. 入札参加申込書の印、委任者の印、入札者の印は同じ印鑑を押印してください。
- イ. 代理人の印は委任状、入札書共に同じ印鑑で押印してください。

④ 筆記用具

- ・ 黒又は青のボールペン若しくは万年筆。

(2) 注意事項

- ① 入札書は、入札場所において直接提出してください。※ 郵送・ファックス不可。
- ② 入札参加申請後であっても、入札を辞退できます。※ 書面による届け出が必要。
- ③ 代理人出席の場合は、委任状を提出してください。
- ④ 入札参加者及び入札参加者の代理人は、当該入札に関する他の入札参加者の代理人を兼任することはできません。
- ⑤ 入札参加者は、個人、団体及び法人共に入札会場へ2名を超えての入室はできません。
- ⑥ 入札開始時間に入札会場に不在の場合及び受付を済ませていない場合は、入札に参加することができません。
- ⑦ 入札に当たっては、関係法令及び魚沼市財務規則を遵守してください。
- ⑧ 入札書用封筒は、不要です。

7. 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- ② 競争入札に関する条件に違反した入札
- ③ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ④ 記名押印を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね2人以上の代理をした入札
- ⑨ 同一事項の入札に対して2以上の意志表示をした入札
- ⑩ 郵便、電報、電話、ファックス等による入札
- ⑪ その他、必要事項を確認できない入札

8. 入札書の撤回等

- ・ 入札者は、その提出した入札書の書き換え、差し替え及び撤回をすることができません。

9. 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札を行ったもののうち、予定価格（最低売却価格）以上で最高の価格をもって入札した方を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きにより落札者を決定します。
- (3) 落札者は、その決定と同時に、入札会場に入札者全員に口頭で周知します。

10. 契約の締結及び売買代金の支払い

- (1) 入札実施日から10日以内に落札者と市有財産売買契約書により売買契約を締結します。
- (2) 落札した物件の売買代金は、契約締結後に市が発行する納入通知書により指定期日までに、全額納入してください。

11. 所有権の移転、名義変更及び抹消登録

- (1) 落札した物件の所有権は、当該代金の支払いが完了したときに移転します。
- (2) 落札した物件の運搬等に係る一切の費用は、落札者の負担とします。
- (3) 落札した物件の引き渡しを受けたら、速やかに車検証の名義変更または抹消登録をしてください。用途が「特殊」となっている場合もそのまま売却しますので、個人の方で、自家用車として使用する場合は構造変更手続きが必要となります。これら手続きに要する一切の費用は、落札者の負担とします。また名義等の変更後、車検証の写しを管財課まで提出していただきます。

12. その他

- (1) 落札物件の引渡しは売買代金納付後に行うものとし、引渡し後の物件の管理及び形状の変更等にかかる一切の費用は、落札者が全責任を負うものとします。
- (2) 落札物件の引渡し後に「魚沼市」等の文字・表示をすべて消去してください。また、消去したことを確認しますので、消去前と消去後の写真を速やかに提出してください。
- (3) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、市の責めに帰すことができない理由により、売買物件の滅失、棄損等の損害を生じたときは、その損害は、落札者の負担とします。
- (4) 入札結果については、本庁舎2階の情報公開コーナーにおいて入札参加者全員の氏名、入札金額を公表しています。

お問い合わせ先

魚沼市 総務政策部 管財課 管財係
〒946-8601 魚沼市小出島910番地 本庁舎2階
TEL 025-792-9211/FAX 025-792-9500